

戸田市では耐震診断・改修を支援しています

戸田市では地震による既存住宅の倒壊等を防ぎ、地震に強い住宅の整備を促進するため、耐震診断や耐震改修工事の費用の一部を助成しています。

対象建築物	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建住宅、共同住宅等 ・平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した木造在来軸組工法によって建てられた地上 2 階建て以下の戸建住宅、共同住宅等 ※建築基準法及び都市計画法に適合していること
補助対象者	所有者
完了報告期限	補助金の交付を受けようとする年度の 2 月末日 (休日の場合は直前の開庁日)まで

＜補助金額＞

○耐震診断

- ・戸建住宅等、木造の共同住宅：上限 10 万円/棟(補助率 1/1)
- ・木造以外の共同住宅：2 万円/戸、上限 100 万円/棟(補助率 1/2)

○耐震改修(耐震診断の結果から耐震改修が必要となる木造住宅が対象)

- ・一般改修：上限 50 万円/戸(補助率 1/3)
- ・簡易改修：上限 20 万円/戸(補助率 1/2)

【簡易改修とは…】

建物が倒壊しても安全な生存空間が確保できる耐震シェルター、防災ベッドを利用した改修方法です。既存住宅に設置するもので、住みながらの設置が可能で、一般改修に比べ安価に設置できます。



耐震シェルター事例

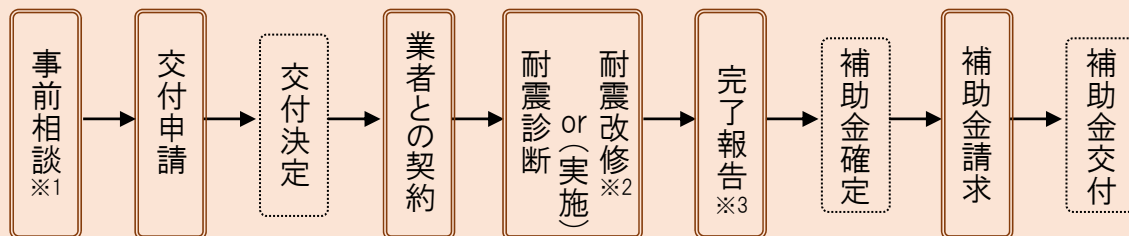


防災ベッド事例

＜進め方＞

申請者の手続

市の手続



※1 申請時に必要な書類がありますので、まずはご相談ください。

※2 耐震改修を行う場合、着手届が必要となります。

※3 交付を受けようとする年度の 2 月末日まで提出してください。

【お問い合わせ先】

戸田市 建築住宅課 建築・開発指導担当
TEL:048-441-1800 (代表)

